

鳥取県後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱

平成21年2月19日

訓令第1号

改正 平成21年11月11日訓令第6号

平成22年10月25日訓令第2号

平成23年9月20日訓令第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号）第6条第9号の規定による平成23年度特別調整交付金交付基準及び後期高齢者医療制度臨時特例基金管理運営要領（平成22年2月22日厚生労働省発保0222第1号厚生労働事務次官通知）に基づく事業（以下「特別対策」という。）にかかる市町村への補助について、鳥取県後期高齢者医療広域連合補助金等交付規則（平成20年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、鳥取県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が特別対策にかかる事業に必要な費用に充てるため、市町村に対して補助し、後期高齢者医療制度の円滑な施行に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、特別対策のうち広域連合事業計画に基づく次の各号に掲げる事業を市町村が行う場合に、必要な費用を交付の対象とする（以下「対象事業」という。）。

- (1) 特別対策に関する広報の実施等
- (2) きめ細やかな相談のための体制の整備等
- (3) 長寿・健康増進事業の実施

(補助金の交付)

第4条 広域連合長は、第2条の目的を達成するため、対象事業を行う市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付申請の時期)

第5条 本補助金の交付申請は、対象事業を行う年度の広域連合長が別に定める日までに広域連合長に提出するものとする。

(交付決定の時期)

第6条 本補助金の交付決定は、交付申請書が到達した日から起算して原則として30日以内に行うものとする。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第14条の規定による報告は、対象事業の完了、中止又は廃止の日から30日を経過する日までに行わなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月19日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、平成22年10月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、平成23年9月30日から施行し、平成23年4月1日から適用する。